

## 第6節 基本目標5 支え合いのしくみづくりをすすめます

### 施策14 介護者への支援

介護が必要になっても住み慣れた地域で生活をするためには、要介護高齢者への支援のみならず、介護者の身体的、精神的負担を和らげるための支援が必要です。そのために必要な介護者支援の取組を充実していきます。

#### 現状

##### 【介護者同士の交流の促進】

- 介護者も高齢者である老老介護の増加や、介護の長期化、介護のための離職など、介護保険制度の利用が定着してきた中においても、介護者に負担がかかっている現状があります。また、「高齢者の保健と福祉に関する調査」の要支援・要介護認定者調査の結果では、主介護者自身も介護保険の認定を受けている割合は、2割強となっており、介護者への支援が必要な状況があります。
- 介護者講座は、高齢者の介護経験がある区民の方を対象に、介護に関する知識や技術の習得を目的として、地域型高齢者総合相談センター(9か所)が年1回ずつ開催しています。
- 家族会は、現在高齢者を介護している方や、介護経験のある方が集まり、介護についての情報交換や、日頃の介護の悩みを語り合う場です。平成26年度に4か所を新たに立ち上げ、従来から活動している家族会8か所(認知症介護者家族会を含む)と合わせて12か所になりました。また、介護者を家族会につなげるための学習会・交流会や、家族会を支援するボランティアの養成も行っています。
- 介護者が介護者講座や家族会に参加しやすいよう、訪問介護や通所介護の提供を行っています。

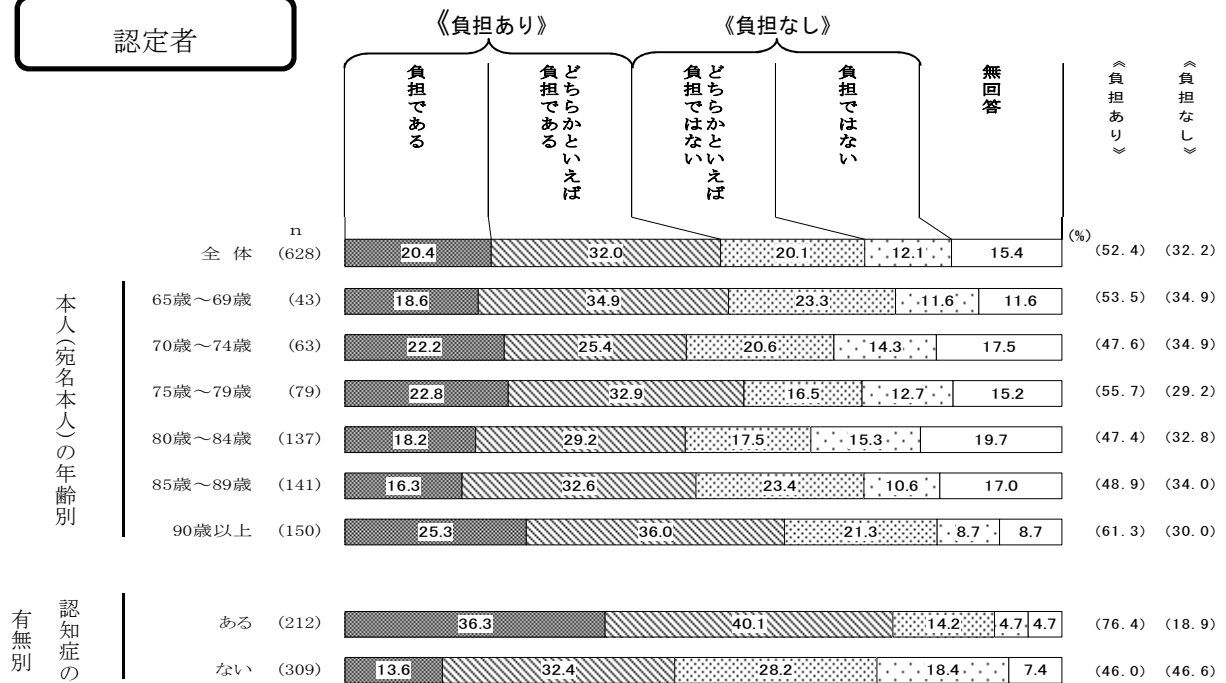
## 【介護者負担の軽減】

- 専門医による認知症介護者相談を実施し、精神面でのケアを行っています。
- 仕事と子育て、介護の両立支援を推進するため、区内企業を対象にワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度などを実施しています。区民を対象とした平成25年度の区政モニターアンケートによると「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を「知っている」は40.8%、「言葉は聞いたことがあるが、意味は知らない」は19.0%という結果となっており、ワーク・ライフ・バランスに関する認知度は十分とはいえないことがわかりました。
- 介護は女性に負担がかかることが多いですが、男性も仕事を休み介護にあたることができるよう職場環境づくりが必要です。育児・介護休業等の取得しやすい職場環境づくりに向けて中小企業でも取組みが進むように、男性従業員が介護休業を取得するなどの要件を満たした場合に、予め登録した中小企業に奨励金を支給する「男性の育児・介護サポート企業応援事業」を実施しています。平成26年度現在、登録企業数は8社、奨励金支給件数は8件となっています。

平成25年度「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果では・・・・・・・・

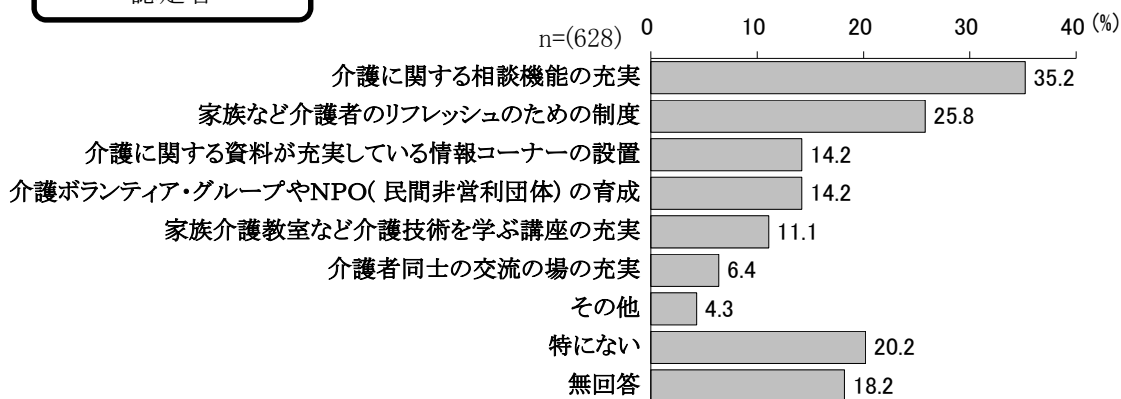
★介護負担感

認定者

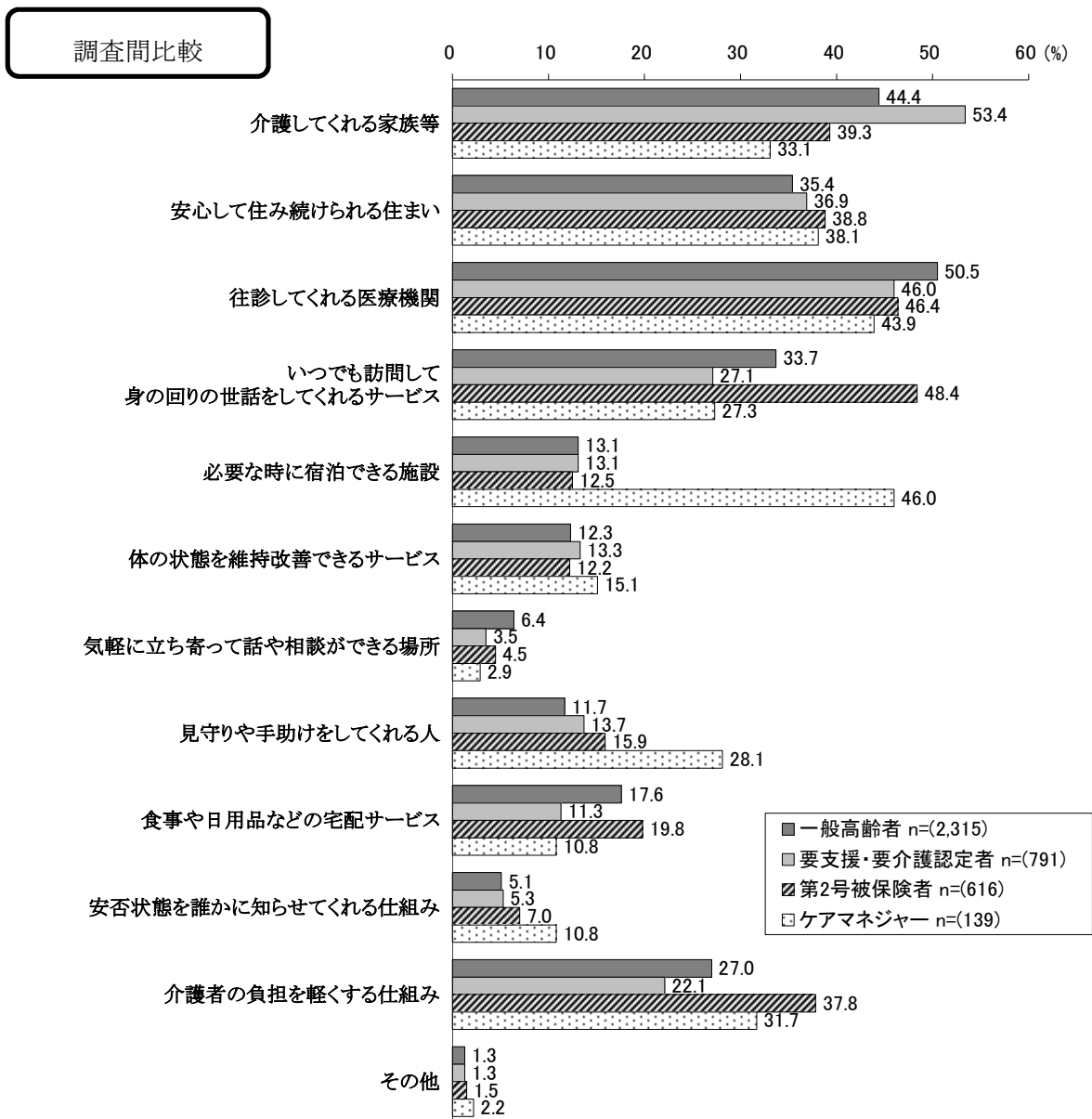


★介護者への支援として、新宿区に力を入れてほしいこと（複数回答）

認定者



★在宅で暮らし続けるために特に重要だと思うもの（複数回答）



「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果によれば、介護者の介護負担感は、どの年齢とも《負担あり》が《負担なし》を上回っています。また、認知症のある場合のほうが《負担あり》の割合が高く、7割台半ばを超え高くなっています。介護者支援として区に力を入れてほしいことでは、相談機能の充実が最も高くなっています。在宅で暮らし続けるために特に重要だと思うものでは、要支援・要介護認定者の場合、介護してくれる家族等が最も高くなっています。

在宅介護の継続に向けて、介護者への支援の必要性の高さがうかがえます。

## 課題

### 【介護者同士の交流の促進】

- 介護者講座は、参加者の介護にいつそう役立つ内容とし、介護者同士の情報交換の場となるよう開催していくことが必要です。
- 家族会については、ボランティアの支援による継続的な運営や、介護者への周知と参加を進めていく必要があります。また、支援してくれるボランティア同士の情報交換等も必要です。

### 【介護者負担の軽減】

- 「高齢者の保健と福祉に関する調査」の要支援・要介護認定者調査の結果では、介護者への支援として区に力をいれてほしいことについて、「介護に関する相談機能の充実」という回答が35.2%と最も高い割合でした。これを踏まえ、介護者からの相談に対する高齢者総合相談センター等の対応力をさらに向上していく必要があります。
- 介護者の精神面のケアを行うために、専門医による認知症介護者相談をさらに周知、活用する必要があります。高齢者総合相談センターには、介護者負担の軽減につながる相談支援が求められます。
- ワーク・ライフ・バランスの実施に向けた、企業への啓発等を引き続き進めていくとともに、仕事と介護の両立に向けた支援をこれまで以上に推進することが必要です。
- 「男性の育児・介護サポート企業応援事業」を広く周知し、中小企業の男性従業員が仕事と介護を両立できるよう、支援していく必要があります。

## 取組の方向性

### 【介護者同士の交流の促進】

- 介護者講座については、アンケート等を活用し、介護者のニーズに沿った内容・テーマにするとともに、座学だけでなく社会参加型や体験型の開催方法を取り入れるなど、工夫して実施します。
- 地域型高齢者総合相談センターとボランティアが連携し、家族会の運営を支援していきます。また、支援してくれるボランティア同士の連絡会等の取り組みを行います。
- 介護者講座の参加者が家族会にもつながるよう、参加を促進していきます。

### 【介護者負担の軽減】

- 専門医による認知症介護者相談等を活用して介護者の精神面のケアを行うとともに、介護者の置かれている現状を把握し、介護者の生活を犠牲にせず介護を続けられるた

めの支援や、介護者であることをオープンに話せる地域づくり等、きめ細やかな取組を高齢者総合相談センターが中心になって進めます。

- ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度を通じて、企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組を支援し、仕事と仕事以外の活動を両立できる環境づくりをすすめます。また、区内中小企業においても、介護休業等に関する制度を導入・定着していくことができるよう「男性の育児・介護サポート企業応援事業」などの支援策をさらに周知していきます。

## 施策を支える事業

### ○主な事業

事業名 (担当課)	事業概要	平成26年度末 見込	平成29年度 目標
【再掲】介護者講座・家族会 (福祉部 高齢者福祉課)	高齢者を介護している家族及び介護経験のある家族を対象に、介護者講座及び家族会を開催し、介護者相互の交流を深めるとともに、支援していきます。	介護者講座 13回 家族会 63回(9か所)	介護者講座 13回 家族会 78回(9か所)
介護者講座や家族会への参加支援 (福祉部 高齢者福祉課)	介護者が介護者講座や家族会に参加している間、要介護高齢者に対し、訪問もしくは通所介護サービスの提供を行い、介護者を支援します。	利用件数 5件	利用件数 10件
【再掲】認知症介護者支援事業 ※二次 (福祉部 高齢者福祉課)	認知症高齢者の介護者が、病気の理解や対応方法、利用できる制度等を学ぶとともに、介護者同士の交流によって仲間づくりの機会を提供し、孤立の防止を図ります。また、精神面でのケアとして専門医による個別相談を行います。 ①認知症介護者教室 ②認知症介護者家族会 ③認知症介護者相談	家族会の運営 3か所 認知症介護者相談 12回	家族会の運営 3か所 認知症介護者相談 12回
【再掲】認知症高齢者の介護者リフレッシュ等支援事業 (福祉部 高齢者福祉課)	65歳以上の認知症高齢者を介護する者に対し、心身のリフレッシュを図る機会を提供するため、認知症の方に、見守りや話し相手等の支援を行うホームヘルパーを派遣します。	訪問時間 延べ16,000時間	—

事業名 (担当課)	事業概要	平成26年度末 見込	平成29年度 目標
高齢者緊急ショートステイ事業 (福祉部 高齢者福祉課)	介護する家族が、急病、けが等のために介護できない場合に、有料老人ホームの居室を提供することで、緊急時における要介護者の生活の場を一時的に保障し、その在宅生活を支援します。	利用者数 73人 利用日数 507日	利用者数 90人 利用日数 620日
家族介護慰労金の支給 (福祉部 介護保険課)	要介護4または5で住民税非課税世帯の要介護被保険者を、1年間介護保険サービスを使わずに在宅で介護しているなどの支給要件を満たした家族に対して慰労金を支給します。	—	—
ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)の推進 ※二次 (子ども家庭部 男女共同参画課)	仕事と生活の調和を図るワーク・ライフ・バランスを目指し、子育て支援・介護支援・地域活動支援等を推進している企業への「認定制度」の実施をはじめ、企業への支援、働きかけを関係部署と連携して推進します。	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っている人の割合 59.8%  (平成25年度区政モニターアンケート調査結果)	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っている人の割合 80%
男性の育児・介護サポート企業応援事業 (子ども家庭部 男女共同参画課)	区内中小企業者において、男性が育児・介護休業等を取得しやすい職場環境づくりを支援します。	—	—

## 指標

指標名	現状 (平成25年度)	目標 (平成29年度)
介護者講座・家族会参加者数	479人	600人

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けていくためには、介護保険サービスや区独自のサービスが充実していることに加え、区民が主体的に地域の担い手となって高齢者の生活を支援する体制を整備していく必要があります。

新宿区における多様な社会資源と、新宿区で活動する多くの人々による『地域の活力』を生かし、区と区民等が一体となった支え合いのしくみづくりを進めます。

## 現状

### 【地域活動等への意識】

- 「高齢者の保健と福祉に関する調査」の調査間比較の結果から、地域のつながりの必要性について、「必要である」との回答は一般高齢者で57.6%、要支援・要介護認定者で47.7%、第2号被保険者で41.4%となっており、一般高齢者が一番強く感じています。
- 一般高齢者調査の結果から、収入のある仕事をしている割合は、65歳～74歳（前期高齢者）で46%と、約半数を占めています。また、仕事をしている人の方が、地域活動やボランティア活動の参加意向が高い傾向にあるため、地域の担い手となる潜在的なニーズがうかがえます。

### 【新宿区の社会資源の把握】

- 「高齢者の保健と福祉に関する調査」の調査間比較の結果から、在宅生活の継続に特に重要だと思ふものの上位は、一般高齢者、要支援・要介護認定者、第2号被保険者とも共通して「往診してくれる医療機関」でした。「東京都の医療施設（平成24年10月1日現在）」によれば、新宿区の一般診療所数は23区で上位を占め、また、医師をはじめ病院従事者数も多いことから、施設・人材の両面から医療基盤が整備されていると言えます。
- 区では、区内の地域人材と区民をつなぐ「新宿地域人材ネット」として、登録された人材情報があります。また、新宿ボランティア・市民活動センター（新宿区社会福祉協議会）では、様々なボランティアの登録情報を有しています。また、シルバー人材センターでは、原則60歳以上の健康で働く意欲のある高齢者が会員登録をしています。
- 区ホームページでは、新宿区NP0活動登録団体リストが公表されています。そのほか、介護予防活動では「新宿いきいき体操サポーター」がおり、認知症高齢者支援では病気について正しい理解を持った「認知症サポーター」が養成されています。このよう



に、区内には、活動意欲の高い、多種多様な活動人材が豊富にあります。

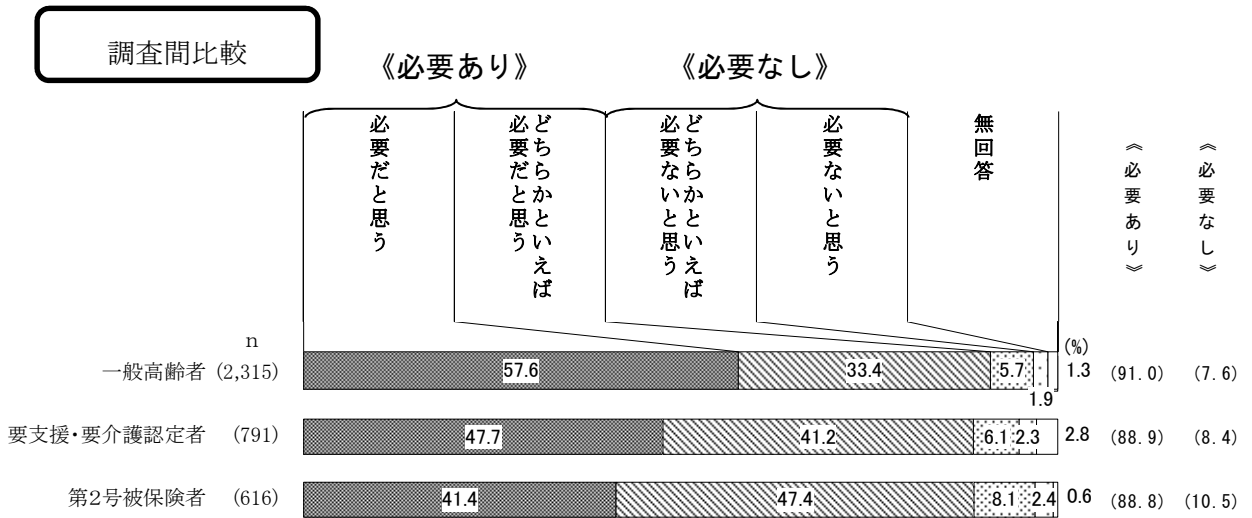
#### 【新宿区における地域づくりの状況】

- 地域型高齢者総合相談センター（以下、「センター」という）は、地域の社会資源（医療機関やNPO、ボランティア等の関係機関）を把握し、相談支援に活用しています。また、各センターは、地域における課題やニーズを把握し、個別の相談支援や関係機関とのネットワーク構築につなげるとともに、「高齢者見守り支え合い連絡会」をはじめとする関係機関との連絡会を通じて「顔の見える関係」を構築し、地域の関係機関との連携による支援体制の強化を図っています。
- 区内3地域で展開する地域安心カフェでは、高齢者やその介護者等が集う場を提供しながら、地域住民による支え合い活動を行っています。
- 平成24年度から開始した高齢者見守り登録事業では、新聞販売店、公衆浴場、生活協同組合、郵便局等、高齢者に身近な民間事業者が、高齢者見守り登録事業者として通常業務の範囲内で気づいた高齢者に関する異変を、高齢者総合相談センターへ連絡する等、地域における支え合いの輪を広げています。
- 75歳以上の一人暮らし高齢者世帯向けの情報紙「ぬくもりだより」の訪問配布等により、見守り活動を実施しています。訪問配布による見守りを希望する方について、不在が続くなどして安否が心配される場合には、高齢者総合相談センター等の関係機関と連携し実態把握を行っています。

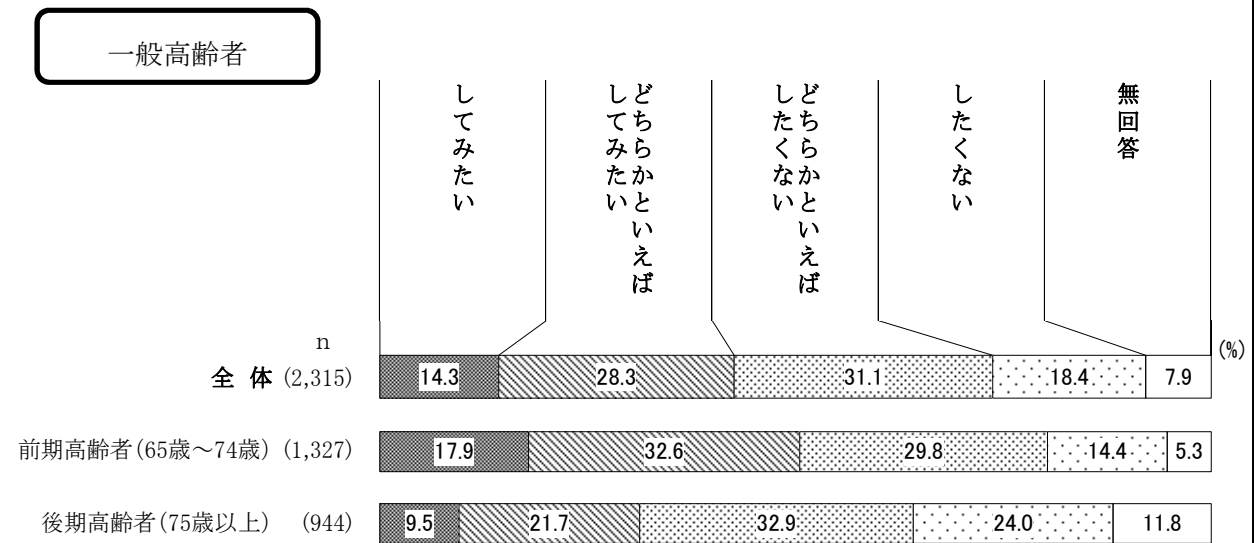
#### 【地域を支える担い手の育成】

- シニア活動館では、ボランティア・社会貢献活動の拠点として、人材育成講座を実施しています。
- 区が新宿区社会福祉協議会に委託実施している介護支援ボランティア・ポイント事業では、介護保険施設等でのボランティアや高齢者を見守る地域見守り協力員等の活動を行った際に換金又は寄付できるポイントを付与し、地域の支え合い活動の担い手を育成、支援しています。平成25年度末時点では、489名が活動登録を行っています。
- 区が新宿区社会福祉協議会に委託実施しているふれあい訪問・地域見守り協力員事業では、区民ボランティアが、地域見守り協力員として定期訪問による高齢者の安否確認や見守りを行っています。対象者から、健康・医療等の相談や他サービスのご希望等があった場合には、高齢者総合相談センター等関係機関へつなげています。
- その他、様々な施策を通じてサポーターやボランティアが養成され、支え合いの輪を広げています。

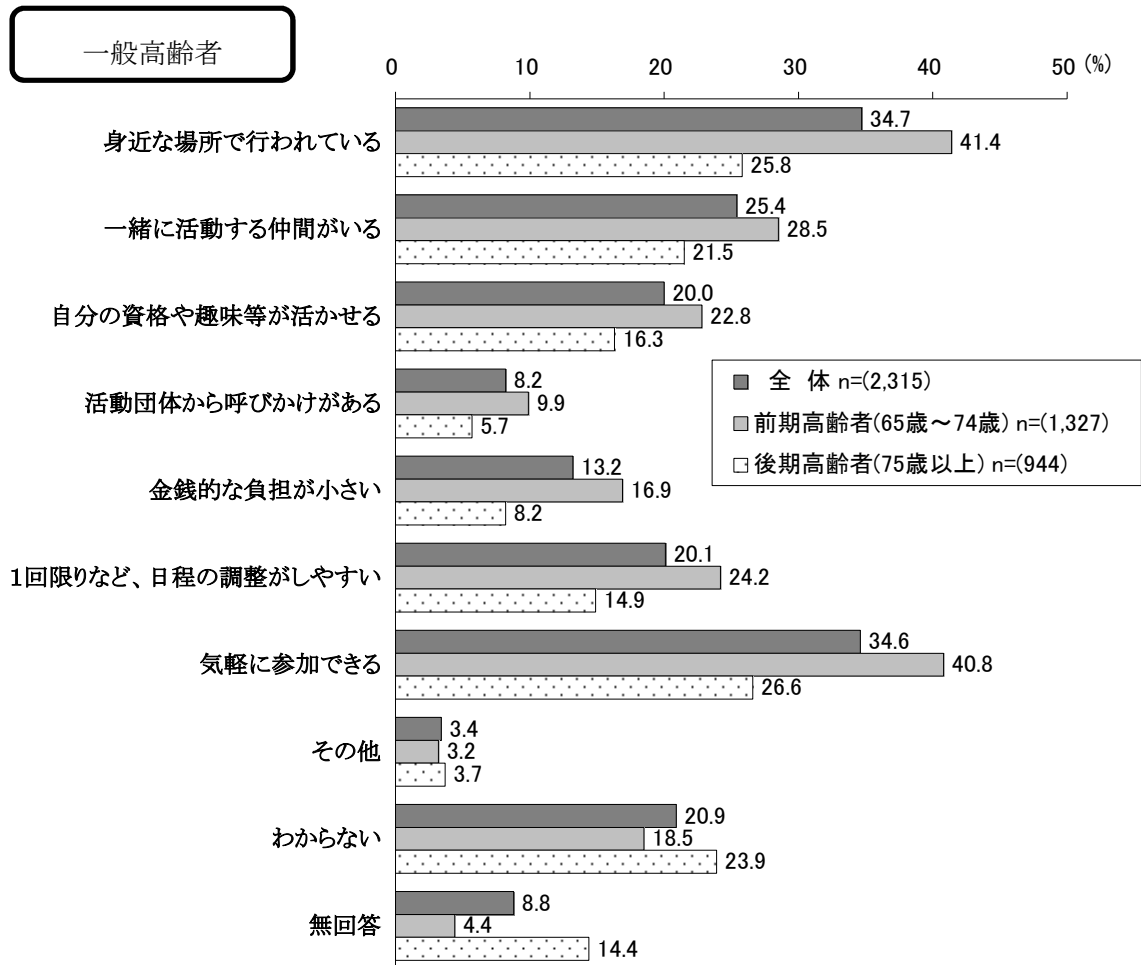
★地域のつながりの必要性



★今後の地域活動・ボランティア活動への参加意向



★地域活動・ボランティア活動に参加しやすい形



「高齢者の保健と福祉に関する調査」結果によれば、地域のつながりの必要性は、「必要だと思う」との回答は、一般高齢者で最も高くなっています。また、一般高齢者では、今後の地域活動・ボランティア活動への参加意向は、65歳～74歳の前期高齢者の約5割が意向ありと回答しています。参加しやすい形は、65歳～74歳の前期高齢者の場合、身近な場所、気軽に参加できることが4割以上と高くなっています。

地域のつながりの必要性は認識しており、見守り・支え合いの重要性がうかがえます。

### 【地域におけるネットワーク構築】

- 「高齢者の保健と福祉に関する調査」では、一般高齢者調査、要支援・要介護認定者調査、第2号被保険者調査のいずれも、地域のつながりの必要性の問いでは「必要だと思う」「どちらかと言えば必要だと思う」の回答の合計が9割前後であり、地域におけるネットワーク構築への要請が高まっていることがうかがえます。
- 高齢者総合相談センターが、継続的に社会資源の把握やネットワークの構築を行うことで、高齢者総合相談センターを中心に、見守りや支援を必要とする高齢者の情報が集まってくる環境づくりを進める必要があります。
- 見守りの担い手となる民生委員や情報紙の配布員に対し、高齢者の見守り活動中に得た情報や要安否確認につながる異変等は、速やかに高齢者総合相談センターへ連絡するよう引き続き周知していく必要があります。
- 高齢者総合相談センター、民生委員、高齢者見守り登録事業者等による見守り体制を更に強化するなど、支援が必要な高齢者を把握するしくみづくりを進め、地域における支え合いの充実を図る必要があります。

### 【ボランティア活動に対する参加意識】

- 「高齢者の保健と福祉に関する調査」の一般高齢者調査の結果から、今後の地域活動・ボランティア活動への参加意向がある割合（「してみたい」と「どちらかといえばしてみたい」の合計）は、65歳～74歳の前期高齢者で約5割を占めています。また、地域活動・ボランティア活動に参加しやすい形として、前期高齢者の場合、身近な場所で行われていること、気軽に参加できることがともに4割強と高くなっています。
- 調査の結果から、身近な地域で気軽に参加できることが地域活動に対する一つの促進力になると考えられるため、ボランティア意欲のある未活動者に対する周知啓発、活動の場づくりを積極的に行うなど、ボランティア活動を通じた支え合いのしくみを充実していく必要があります。
- ボランティア活動者が安心して継続的に活動できるよう、施設側のボランティア受入れ体制の整備など環境づくりを進めていく必要があります。

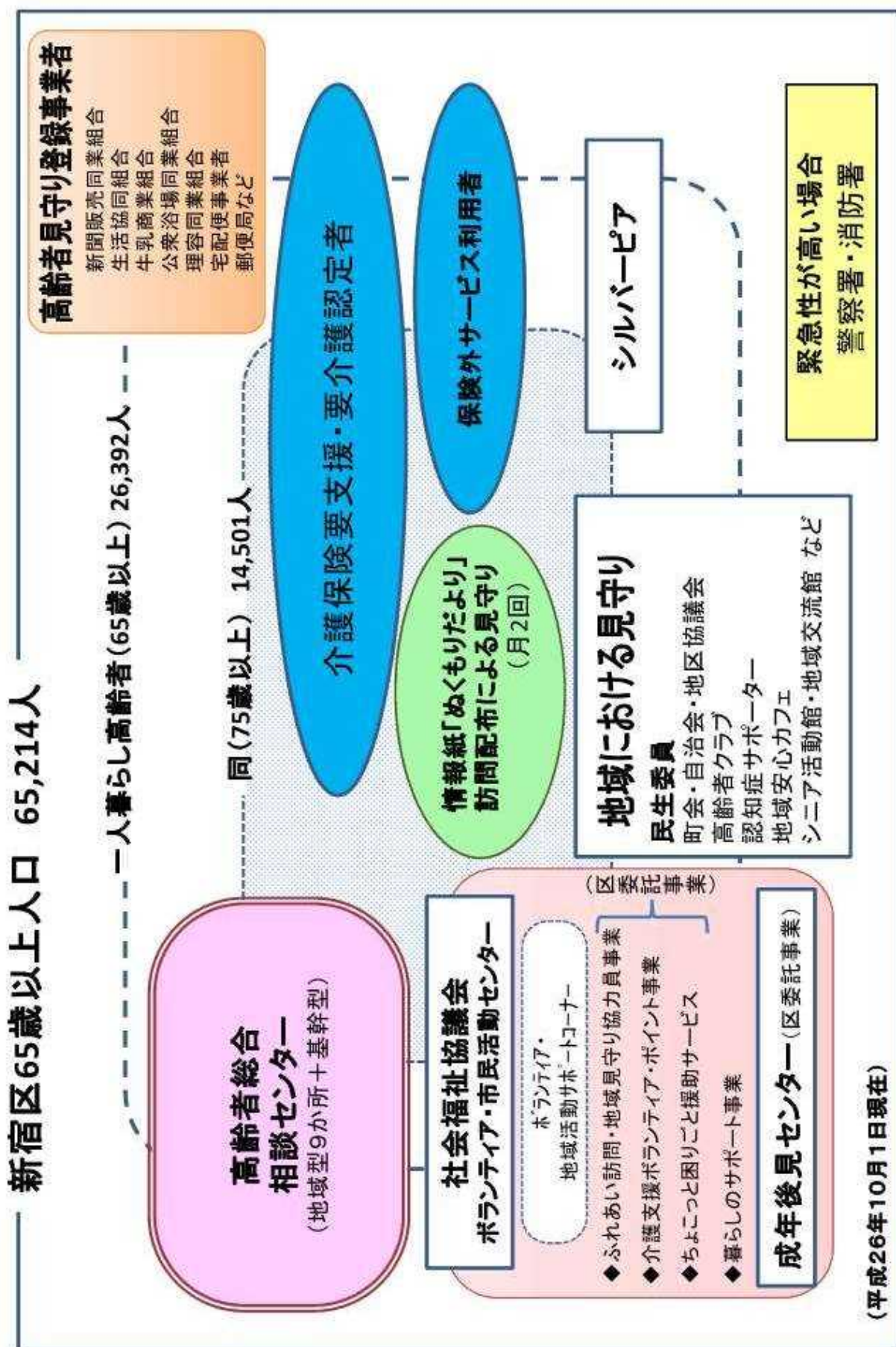
## 取組の方向性

### 【地域力を生かした支援体制の推進】

- 地域ケア会議を活用し、個別ケースへの支援を通じて発見される地域課題を整理し、地域包括ケアシステムを実現するうえで必要な社会資源の把握や新たなネットワークの構築を進めていきます。また、地域ケア会議で把握された地域課題の解決策を普遍化し、社会基盤整備や新たな資源開発等へのニーズを政策形成に繋げることにより、高齢者を支え合う地域づくりを推進します。
- 高齢者見守り支え合い連絡会の開催や高齢者総合相談センターと民生委員等との連携強化により、ボランティアや高齢者見守り登録事業者、その他の企業等による地域での支え合いのネットワークを充実していきます。
- 高齢者食事サービスの参加者同士の交流や、高齢者クラブによる見守り活動など、多様な団体による活動が、地域における支え合いの促進につながるしくみづくりを構築していきます。

### 【地域を支える担い手への支援の充実】

- シニア活動館でのボランティア育成活動を継続するとともに、新宿区社会福祉協議会や新宿NPOネットワーク協議会等の地域貢献団体との連携強化を図ります。
- 新宿ボランティア・市民活動センター（新宿区社会福祉協議会）では、ボランティア活動へのコーディネートの実施やボランティア活動の拡大に向けた取組を推進していきます。
- 介護支援ボランティア・ポイント事業について、広報等を利用した周知を徹底するとともに事業の拡充を検討するなど、ボランティア活動を支援する取組の充実を図ります。
- 認知症高齢者支援施策との連携などにより、支え合いの担い手となる人材の確保、育成に努めます。
- 区の地域力を更に高めるために、庁内関係部署はもとより、関係機関との連携を通じて、お互いが持っている地域資源を効果的に繋ぎ合わせるなど、効率的にサービスを提供できる体制を強化していきます。



施策を支える事業

○主な事業

事業名 (担当課)	事業概要	平成26年度末 見込	平成29年度 目標
地域安心カフェの展開 ※ 二次 (福祉部 高齢者福祉課)	高齢化率の高い都営住宅等に、高齢者及びその介護者、その他の地域住民等が気軽に立ち寄り交流や相談ができる場を設け支援します。高齢者及び介護者の孤立を予防するとともに、地域における区民の支え合いの充実に図ります。	開催地域数 3 地域 展開数 5 か所	開催地域数 4 地域 展開数 6 か所
民生委員による相談活動 (福祉部 地域福祉課)	地域住民がそれぞれの能力に応じて自立した生活が営めるように必要に応じて生活状態を適切に把握し、常に住民の立場に立って、相談や助言、福祉サービスについての情報提供などの援助を行います。	分野別相談・ 支援件数 (高齢者) 3,000 件	分野別相談・ 支援件数 (高齢者) 3,000 件
高齢者の孤独死防止に向けた取組の推進 (福祉部 高齢者福祉課)	75歳以上の一人暮らし高齢者のうち、訪問配布による見守りを希望される方を対象に、高齢者向け情報紙(ぬくもりだより)を毎月2回訪問配布し、既存のサービスでは目の届かなかった高齢者の安否確認及び見守りを行います。また、75歳以上の高齢者のうち、後期高齢者医療や介護保険サービス等の利用が無い方を対象とした安否確認を3年毎に実施することで、高齢者の孤独死防止を図ります。	情報紙の訪問 配布  配布登録者数 (対象者) 3,150 人 配布員数 140 人	情報紙の訪問 配布  配布登録者数 (対象者) 3,200 人 配布員数 150 人
【再掲】【新規】認知症ケアパスの作成・普及 (福祉部 高齢者福祉課)	認知症症状が発生した時から、その人の進行状況に合わせ、どのような医療・介護サービスを受けることができるかを示す、認知症ケアパスを作成し活用していきます。	—	新たな認知症普及啓発用パンフレットに、標準的ケアパスを入れて区民に周知

事業名 (担当課)	事業概要	平成26年度末 見込	平成29年度 目標
<p>【再掲】【新規】地域ケア会議の開催 ----- (福祉部 高齢者福祉課)</p>	<p>多職種協働による個別ケース支援の検討を通じて地域課題を整理し、地域包括ケアシステムを実現するうえで必要なネットワークの構築や、日常生活圏域や区全域に共通する課題の解決策を検討し、地域づくりや資源開発につなげるために、地域ケア会議を開催します。</p>	<p>会議  27回</p>	<p>会議  54回</p>
<p>NPOや地域活動団体等、多様な主体との協働の推進 ----- ※二次 (地域文化部 地域調整課)</p>	<p>地域を支えるNPOや地域活動団体などの多様な主体との協働を促進するため、地域活動団体等の連携協力・情報交換の場を提供するとともに、協働推進基金による財政支援を行います。また、協働事業提案制度の実施を通じた区民参加を促進し、地域課題の解決を図ります。</p>	<p>協働事業提案 制度実施事業 数 1事業 NPO活動資金 助成による助 成事業数 10事業 新宿NPOネッ トワーク協議 会加盟団体数 38団体 新宿NPO協働 推進センター 登録団体数 131団体 サイト登録団 体数 126団体</p>	<p>協働事業提案 制度実施事業 数 6事業 NPO活動資金 助成による助 成事業数 6事業 新宿NPOネッ トワーク協議 会加盟団体数 50団体 新宿NPO協働 推進センター 登録団体数 150団体 サイト登録団 体数 150団体</p>
<p>ふれあい訪問・地域見守り協力員事業 ----- (福祉部 高齢者福祉課)</p>	<p>75歳以上の一人暮らしまたは75歳以上の高齢者のみの世帯等を対象に、見守りを希望する対象者宅を地域見守り協力員が定期的に訪問し、安否の確認、見守りを行い、孤独感の解消及び事故の未然防止を図ります。 また、地域社会との関係づくりが困難な対象者に対しては、社会福祉協議会職員が訪問して日常生活に関する話し相手となり、必要に応じて関係機関へつなげる等の支援を行います。 (新宿区社会福祉協議会委託事業)</p>	<p>ふれあい訪問 対象者数 20名 見守り協力員 数 400名 対象者数 850名</p>	<p>ふれあい訪問 対象者数 20名 見守り協力員 数 440名 対象者数 900名</p>



事業名 (担当課)	事業概要	平成26年度末 見込	平成29年度 目標
ちょこっと困りごと援助サービス ----- (福祉部 高齢者福祉課)	おおむね30分程度で対応が可能な日常生活の困りごとを、地域のボランティア（協力員）によって解決します。利用者と協力員双方の関係をコーディネートすることによって、住民同士の支え合いによる地域コミュニティの醸成を図ります。 利用については、区内在住の75歳以上の一人暮らし、または75歳以上の方を含む65歳以上の高齢者のみの世帯を対象としています。 (新宿区社会福祉協議会委託事業)	依頼件数 240件 協力員数 130人	依頼件数 260件 協力員数 140人
<b>【再掲】</b> 介護支援ボランティア・ポイント事業 ----- (福祉部 高齢者福祉課)	18歳以上の区民が介護保険施設等でボランティアや高齢者を見守る地域見守り協力員等の活動を行った場合に換金又は寄付できるポイントを付与する事業を実施し、高齢者のいきがづくり及び高齢者を支えるためのしくみづくりを推進します。 (新宿区社会福祉協議会委託事業)	登録ボランティア活動率 53% (実活動数／登録者数)	登録ボランティア活動率 60% (実活動数／登録者数)
高齢者見守り登録事業 ----- (福祉部 高齢者福祉課)	高齢者に身近な民間事業者が、高齢者見守り登録事業者として通常業務の範囲内で気づいた高齢者に関する異変を、高齢者総合相談センターへ連絡する等、地域における支え合いの輪を広げていきます。	登録事業者数 350事業者	登録事業者数 440事業者

○関係団体による事業

事業名 (関係団体名)	事業概要	平成26年度末 見込	平成29年度 目標
暮らしのサポート事業 ----- (新宿区社会福祉協議会)	日常生活に困りごとがあり、援助を必要としている人に、地域のボランティア（個人・グループ）を紹介しています。また、援助を必要としている人と活動者の双方の状況や意向に添うよう、活動の調整、活動の支援までをコーディネートします。 地域の中で顔の見える関係づくりをさらに進めていき、住民同士の生活課題を把握して、地域にあった担い手（活動者）を増やしていきます。ボランティアの援助を必要としている方への支援は、高齢者総合相談センターや障害者福祉課、保健センター等関係機関と連携し、行政の支援、専門的な支援とボランティアによる支援の調整をします。	利用者数 290人 協力者数 520人 活動回数 4,200回	利用者数 310人 協力者数 540人 活動回数 4,400回
【再掲】ふれあい・いきいきサロン ----- (新宿区社会福祉協議会)	外出機会の少ない高齢者、障害者、子育て中の方など地域に住む誰もが参加できる居場所づくりの活動です。 住民の方同士の情報交換、子育て中の不安解消などを目的に運営されています。サロンの立ち上げや、運営に関する相談など、サロン活動の運営支援を行います。	支援サロン 65サロン  いきいきサロン傷害保険加入者 (登録サロンへの参加者数) 23,220人	支援サロン 75サロン  いきいきサロン傷害保険加入者 (登録サロンへの参加者数) 30,000人

指標

指標名	現状 (平成25年度)	目標 (平成29年度)
【調査】地域のつながり（住民同士の助け合い・支え合いなど）が必要だと回答した高齢者の割合 (一般高齢者調査)	57.6%	65%

## 施策 16 災害に強い安全な地域づくりの推進

災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくりに向け、建築物等耐震化支援事業、家具転倒防止器具等設置事業、災害用備蓄物資の充実等を進めています。さらに、災害の発災前からの備え、発災時の避難行動、避難所での生活など各段階において、高齢者など特に配慮を必要とする方を把握するための名簿を作成し、区内の消防署及び警察署等との共有化を図っています。

### 現状

#### 【災害に強いまちづくりの推進】

- 高齢者や障害者を対象に耐震シェルター・耐震ベッドの設置に要する費用の一部を補助しています。
- 災害時の家具転倒による被災を防ぐため、平成19年度から災害時要援護者名簿（申請方式名簿）の新規登録者に家具転倒防止器具等の配付及び取付を無料で行う案内を送付し、事業周知を図っています。設置件数は平成25年度末までで1,768件となっています。

#### 【災害時要援護者名簿の活用】

- 区では、災害時要援護者名簿（申請方式名簿）を作成し、発災時の避難等に支援を必要とする人を事前に把握し、主に地域で安否確認を行うために区内警察署、消防署、民生委員、防災区民組織等に配布しています。また、民生委員・児童委員及びケアマネジャーとの協力等により登録の勧奨を実施しています。
- 災害時要援護者名簿（申請方式名簿）の登録者数については、平成23年12月1日時点は2,038人で、各年200人増を目標としてきましたが、平成24年12月1日時点では、2,309名、平成25年12月1日時点では、2,851人と2年間で813人の増加となっています。

※「災害時要援護者名簿（申請方式名簿）の登録対象者」とは、

①75歳以上のみの世帯の方

(75歳以上の一人暮らしの方(日中一人で居る方を含む。)又は世帯員全員が75歳以上の世帯の方)

②要介護3以上の方

③認知症の症状のある方

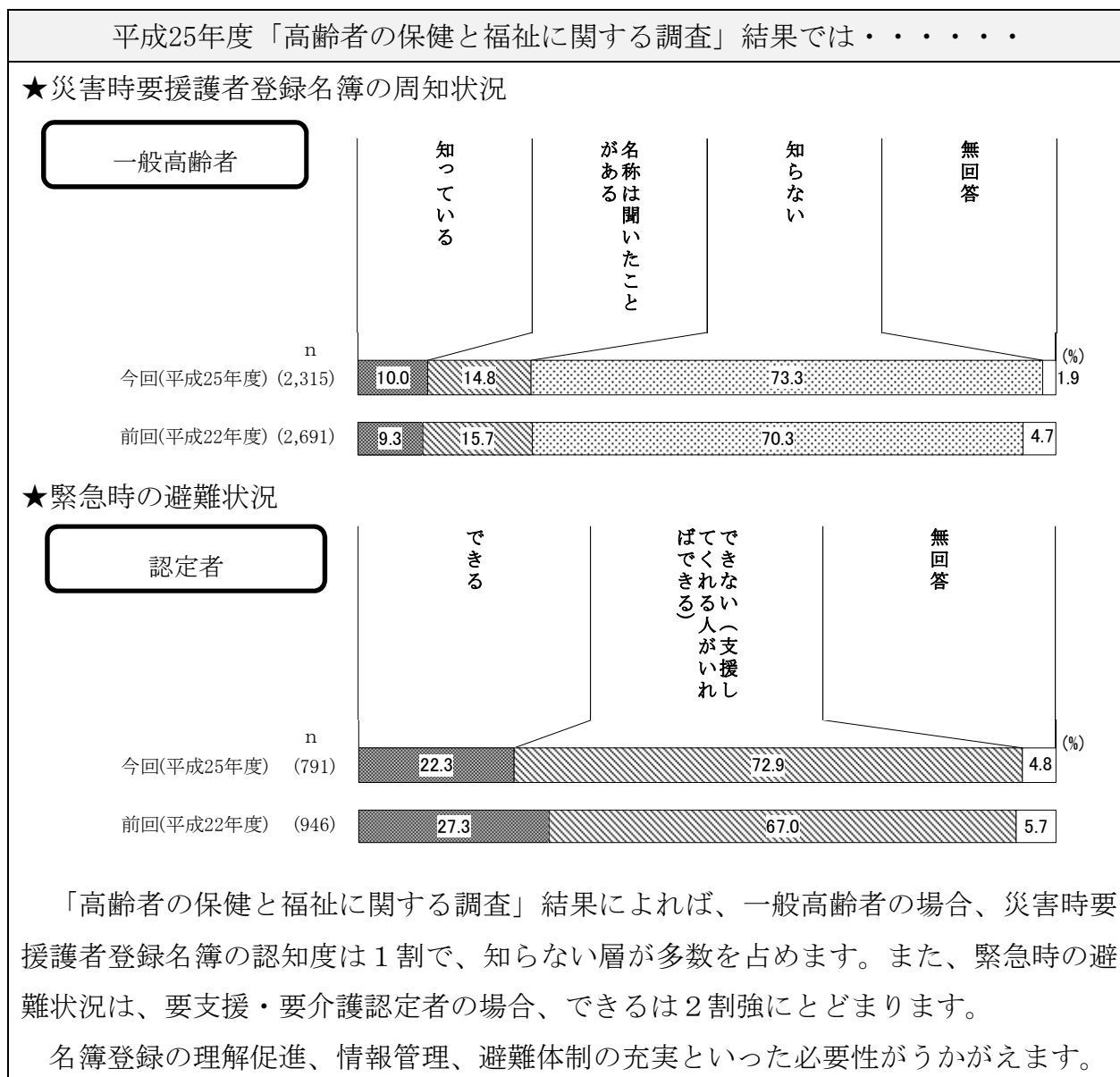
④障害のある方

⑤難病等により特別な医療ケアを受けている方

⑥その他、災害時の避難等に支援を必要とする方

## 【在宅人工呼吸器利用者への支援】

- 在宅で人工呼吸器を使用している方は、停電が生命の危機に直結するため、個々の状態に応じた発災前からの備えや避難行動などをまとめた「災害時個別支援計画」の作成支援を行っています。また、緊急時における人工呼吸器の電源確保のため、保健所及び保健センター4か所の合計5か所に専用の自家発電機等を整備しています。



## 課題

### 【災害に強いまちづくりの推進】

- 平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、亡くなられた方の約88%が建物の倒壊によって亡くなられたといわれています。また、平成24年4月に東京都が公表した東京湾北部地震では、新宿区内の建物の倒壊件数が3,683棟と想定されています。

震災時の被害を減らすためには、建物の耐震化と家具転倒防止器具の設置を更に進めていく必要があります。

#### 【災害時要援護者対策の推進】

- 「高齢者の保健と福祉に関する調査」の一般高齢者調査の結果では、災害時要援護者名簿について「知っている」と回答した人の割合が10.0%、「知らない」と回答した人の割合が73.3%であったことから、制度が十分に周知されていないことがうかがえます。
- 在宅で人工呼吸器を使用している方を地域で支えるためには、災害の発災前からの備えとともに、本人や介護者が発災時に孤立しないための支援体制を構築する必要があります。

### 取組の方向性

#### 【災害に強いまちづくりの推進】

- 災害時に、建物の倒壊や家具類の転倒による被害者を出さないために、建物の耐震化と家具転倒防止器具の設置件数を増やす必要があります。そのためには、様々な機会をとらえて建物の耐震化と家具転倒防止器具の重要性を説明し、建物の耐震化や家具転倒防止器具の設置につなげていくことが必要です。

#### 【災害時要援護者対策の推進】

- 災害時要援護者名簿（申請方式名簿）は、災害が発生した際に名簿登録者から優先的に救出するというものではありません。名簿登録者にも日頃から“自分の身は自分で守る”という意識のもと、備蓄や避難準備など必要な取組を行っていただくことが必要です。この制度主旨を踏まえ、災害時要援護者名簿の登録対象者に対する更なる周知とともに、名簿情報を共有する関係機関等との連携強化を図ります。
- 平成25年6月に災害対策基本法が改正されたことにより、地域防災計画に基づいた区市町村の避難行動要支援者名簿の作成などが義務化されました。区では、災害時要援護者名簿（対象者名簿）を、災害対策基本法第49条の10に規定する「避難行動要支援者名簿（対象者：①要介護3以上の方、②身体障害者手帳2級以上の方、③愛の手帳2度以上の方）」として位置づけ、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、名簿登録者の生命又は身体を保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等に必要な限度で、支援者に名簿情報を提供する方向で取組を進めています。

さらに、安否確認及び避難誘導等については、発災直後の近隣による声かけ、一時集合場所など一時的に退避した場所を拠点とする安否確認や避難誘導、避難所を拠点として防災区民組織（町会・自治会）、民生委員・児童委員及び避難所運営管理協議会を中心に避難者の協力を得て安否確認及び避難誘導を行うなど、複数のルートを通じて対応します。今後も地域防災計画における取組との調整を図りながら、高齢者が安全に暮らせる災害に強い地域づくりを推進します。

■医療機関、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所などの関係機関と連携しながら人工呼吸器使用者の把握を行い、「災害時個別支援計画」の作成支援を継続するとともに、定期的な計画の見直しを行います。また、発災時に備えた様々な訓練や関係機関との連絡会を実施するなど、地域における支援体制を充実します。

## 施策を支える事業

### ○主な事業

事業名 (担当課)	事業概要	平成26年度末 見込	平成29年度 目標
災害時要援護者対策の推進 ----- (区長室 危機管理課)	(災害時要援護者支援プラン) 災害時要援護者の支援体制整備計画を策定し、福祉避難所の整備を推進します。災害発生時には要援護者の避難に対し、区及び関係機関がこれを支援、援助する体制を整備し、もって要援護者の生命及び身体を災害から保護します。 (家具転倒防止器具の設置) 地震により被害を受ける要因では、家具類の転倒・落下によるものが大きな割合を占めています。災害時要援護者名簿の新規登録者のうち希望者全員に、家具転倒防止器具を3点まで無料で設置し、安全確保を図っています。	—	—
災害時要援護者名簿の活用 ----- (福祉部 地域福祉課・区長室 危機管理課)	災害発生時に自分の身を守ることが困難な方々をあらかじめ「災害時要援護者名簿」に登録しておくことにより、事前に警察・消防・防災区民組織等が状況を把握しておくことができ、災害時に安否確認や避難誘導その他の適切な救援が行われるようにします。	—	—

<p>【再掲】在宅人工呼吸器使用者災害時支援事業 (健康部 健康推進課)</p>	<p>在宅人工呼吸器使用者とその介護者が、発災前からの備えを十分に行うことで、安全で安心な在宅療養生活を送ることが出来るよう、訪問看護ステーションと連携して、「災害時個別支援計画」の作成を支援します。また、在宅人工呼吸器使用者の緊急時の電源確保のため、保健予防課と保健センターに発電機を設置しています。</p>	<p>個別支援計画 作成対象者 26名  発電機の設置 5か所</p>	<p>在宅人工呼吸器使用者全数に対する、個別支援計画の作成</p>
--	---	---	-----------------------------------

指標

指標名	現状 (平成25年度)	目標 (平成29年度)
災害時要援護者名簿の新規登録者数	389人	300人
家具類の転倒防止等対策実施率	約40%	60%